

第46回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年9月11日（金）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数9名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 逢坂、笠原、合田、杉本、中山、高橋、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 荒井、井上、浦西、小野寺、田巻

配布資料について

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1 前回までの協議を受けて素案の内容を修正したもの。
（第8章の座長修正案もこの資料に反映しているもの）

〔中山座長〕

- ・笠原委員から資料が出されているので後ほど説明願う。

前回（第45回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、懸案となっていた「第8章 共働の推進」について再度協議した。
- ・前々回の協議内容を踏まえて、改めて作成した修正案を提示し協議に入ったが、もう少し分かり易くという意見で、この項目だけは、他と違った印象となっても詳しく書き込むべきといった意見が出されたが、大半の委員からは概ね了とする意見をもらったので、その内容に若干の文言修正したものを素案の内容として提案することとした。
- ・次に、素案の前段「条例の概要」の記載内容の確認を行った。
- ・大きな変更点としては、条例制定の背景として掲げられていた「補完性の原理」の説明を他の項目に含めて書くことにした。
- ・それから、共働を表すフロー図の修正なども出てきたが、それらを含めて、この後で再確認していくことにする。
- ・以上が前回会議の協議内容。よろしいか。

条文素案（個別条文）の確認

〔中山座長〕

- ・会議に入る前に、笠原委員から資料が出されているので説明してもらおう。

〔笠原委員〕

- ・毎日新聞 9月10日付の「記者の目」という記事に、8月9日に兵庫県の佐用町が豪雨で川が増水し、それによって20数人の方が亡くなられたということが載っていた。
- ・ここには記載していないが、最近になってからこの増水原因の1つの理由として、山の荒廃で倒木や放置されたものが流されて川を堰止めたという事が分かってきた。
- ・この事により、豪雨で増水したのではないかとされている。
- ・これは、山林行政の怠慢による一種の人災の面があるのではないかと考えられる。
- ・もう1点は、初期の災害誘導（避難の仕方）に、若干の問題があったのではないかという事。（この事については記事の2～3段落目に記載されている。）
- ・それによると、2階に上がった人はたまたま助かったが、避難所に行こうとした人は増水で流されて亡くなったという事で、この事から、現状把握についての認識が甘かったのではないかとされている。
- ・本日、この記事を資料として提示したのは、北見市の場合、目玉の1つである危機管理をまちづくり条例の中で位置付けているが、今よりもっときめ細かな防災計画を決めなければならないと思っている。
- ・そこで記事では、下から2段落目の左側「きめ細かな計画」で、①高齢者や体の不自由な人を避難させる役割を近所の人に担わせる、②平屋の住民が水害時に逃げ込む2階建ての家を決めておく、そして京大名誉教授は「行政は防災計画の策定にあたり、住民の家族構成や立地などまで考慮すべきだ」と記載している。
- ・さらに、「自治会よりさらに小さなコミュニティ単位で、住民が相互に助け合う仕組みづくりが必要」としているが、これはいわゆる町内会の下の「班」の事だと思う。
- ・この事から、前回の杉本委員から「市役所職員も市民の意識を持つべきだ」という発言があったが、人というのは、いろいろな場面で役割が変わってくると思う。
- ・例えば、家族の中では父親の役割や息子、娘、会社に行っていて働いている人、会社を経営している人など、場面によって役割が変わってくると思う。さらに、社会の中で道路を歩いている人は通行人になり、自動車を運転している人は運転手になる。もしも運転手が事故を起こしたら、加害者になる場合もあるし、被害者になる場合もある。このように、いろいろな関係性が出てくる。
- ・その場合、この基本条例の中で市役所職員が想定しているのは、あくまでも行政に務めている事を前提に位置付けて話をしているという事。
- ・だから、市役所内の範囲では、市役所の役割や責務の場面が期待される。
- ・それ以外の部分については、当然、市民としての権利、或いは責務があると考えていかなければ自治体が成立しないと思う。
- ・人というのは、いろいろな場面で求められる役割が変わってくる。

- ・ただ意識として、市役所職員が一旦家に帰った後、上記に示したいろいろな関係に遭遇した時は、一市民としての行動が期待されている。
- ・しかし、これを条例の中に書き込む事は難しいと思う。
- ・ただし、条例をつくるという事は、どんな人に対しても社会的な関り方が出来た時の意識を忘れないようにするという事。そしてその事で、いろいろな場面での役割が期待されるという事だと思う。
- ・これからもずっと社会がそして人間が生きていく限りやっていかななくては無意味になるので、少しずつお互いが協力する事が大事だと思う。
- ・先ほどの佐用町の状況を見た記者からの提案でも、今後、もっときめ細かい事を決める事となっているが、それはいろいろな場面で「居合わせた人」のやるべき事が期待されるという事である。
- ・人間というのは、その場面が来ると、自分には関係ないと思えるか、又は、自分なりに何か出来る事はないかと思えるかという判断であり、周りが強制するのではなく、自発的に動く意識を持つ事が大事である。
- ・それが第8章の共働の推進の前提になると思ってこの資料を提示した。

〔中山座長〕

- ・非常に重要な事を改めて確認した説明だったと思う。
- ・では、前回の第8章の概要を修正したので検討に入る。
- ・かなり文章が変わったので、もう一度確認作業をしていきたい。

◆ 1. まちづくり基本条例とは

〔中山座長〕

- ・前回まで、背景の「②補完性の原理」の2段落目にあった「国には憲法がありますが・・・」の部分、第1段落と第2段落の間に入れて修正したが、この点についてはよろしいか。

〔高橋委員〕

- ・「日本国憲法や国際連合憲章のような位置付けのもの・・・」の部分、一般的に日本国憲法といえば最高規範の事だと思うが、この書き方では分かりづらいと思う。
- ・よく読めば分かるが、また最後に「最高規範」と出てくる。

〔中山座長〕

- ・以前の文章では「国には日本国憲法があり、国際機関には国連憲章」となっていた。この事については分かっているので、あまり気にならなかったが。

〔高橋委員〕

- ・一番上にも「最高規範」と出てくる。これではくどいし、余計分からなくなると思う。

〔笠原委員〕

- ・強調するという面では、国連憲章、憲法に対してという表現自体に疑問を持つ人もいた。
- ・ただ、これはまちづくりの概要のトップの部分であり、まちづくり条例の最高規範の裏付けのようなもので、ハイライトを与えた方が良いと思う。
- ・硬い表現だがこれで良いと思う。あまり簡単に表現をしてしまうと、軽く見られる恐れがあると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・読めば理解はできるが。

〔中山座長〕

- ・私もそのように感じる。前の書き方は柔らかいが、どうだろうか。

〔水口委員〕

- ・我々はずっと審議をしてきたので、こうした感じになったと思う。
- ・だから、そういう位置付けが大事だという事は分かる。

〔高橋委員〕

- ・日本国憲法だけなら分かり易いが、国際連合憲章まで出てくると、ぼやけてしまう気がする。日本国憲法みたいなものをこのまちの条例につくるということに、果たして国際連合まで必要なのかと思ってしまう。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・高橋委員は「これまで都道府県や市町村には・・・」という文に、「国際連合憲章」の言葉は合わないということを行っているのか。

〔高橋委員〕

- ・最高規範という事や憲法までは分かるが、あまりいろいろなものを出してくると、ぼけると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・言われれば、そうかも知れない。前回までは、補完性の原理で順番に広げていった中で、そういう言葉を使っていたから。

〔中山座長〕

- ・では「日本国憲法のような位置付けのものは・・・」だけにした方が分かり易いか。

〔高橋委員〕

- ・世界中の共通理念という意味であれば、このような書き方もあると思う。しかし北見市で最上位のものだと表現するにおいては、行き過ぎでぼやけていると感じた。

〔水口委員〕

- ・最初からグローバルにいかうとしたから、こうなったのかもしれない。

〔事務局～企画課長〕

- ・逆に「都道府県や市町村には、自治体の憲法と言われるようなものはなかったのです」とするとどうか。

〔高橋委員〕

- ・位置付けのものが漠然としているので、「位置付けの規範」などと記載するとどうか。

〔杉本委員〕

- ・位置付け、ルールと言えれば分かりやすいと思う。

〔高橋委員〕

- ・「位置付けのもの」と大きく言って、また「もの」と言うのはどうだろう。

〔杉本委員〕

- ・「位置付けのもの」となると、間接的に表現をしている感じである。「日本国憲法のようなルールはなかった」と言った方が早いかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・その通り、具体的に言った方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「日本国憲法のような規範は・・・」とするか。

〔杉本委員〕

- ・「規則」はどうか。

〔高橋委員〕

- ・私は「・・・もの」という言葉は気になる。

〔中山座長〕

- ・事務局に訊きたい。「日本国憲法のような」とくると何が適当か。「規範」「規則」か。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・「これまで都道府県や市町村には、国における日本国憲法のような最高規範となるような位置付けのものはありませんでした。」という意味合いになると思う。

〔高橋委員〕

- ・「もの」と言うと、あまりにも漠然としている感じがする。

〔杉本委員〕

- ・憲法の中では自治法などが全部定められているので、今まではそれに沿ってやってきたと思う。しかし市町村にはそれがない。だから「位置付けられるもの」というのは、市民的な観念で考えた方が良いと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・「規範」や「ルール」はどうか。

〔中山座長〕

- ・「規範」として、日本国憲法のような規範はありませんでした」で良いか。それとも「最高規範」とするか。

〔高橋委員〕

- ・憲法や憲章は、一般的に「規範」で捉えても良いと思う。

〔中山座長〕

- ・では「最高規範」で良いか。

〔杉本委員〕

- ・「市町村を導く」や「拘束する」など「市町村を導く日本国憲法のようなルールのもの」としないと正確ではない気がする。「まさに憲法がなかった」という取り方もあると思う。

〔中山座長〕

- ・思い切って「地方分権の時代を迎え」の部分までカットしたらどうか。

〔杉本委員〕

- ・それも良いが、必要な部分は必要なので、もう少し考えた方が良い。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・「これまで都道府県や市町村の条例には、国における日本国憲法のような最高規範として位置付けされるものはありませんでしたが、地方分権の時代を迎え自治体の憲法といわれる・・・」ではどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・この方が分かり易いかもしい。

〔高橋委員〕

- ・明確になって良いと思う。

〔中山座長〕

- ・これで決定とする。

◆2. 条例制定の背景 ①地方分権の推進

〔中山座長〕

- ・「2. 条例制定の背景」の「①地方分権の推進」だが、これは「②補完性の原理」と一緒になった。繋がりやその他、新しくなった部分について、皆さんの意見を聞きたい。

〔高橋委員〕

- ・例えば、補完性の原理がここで書かれている形になると、地方分権のためだけのニュアンスになる感じがする。
- ・今まで私は、地方分権のためにまちづくりをするというイメージがなく、地方分権の流れの中でまちづくりを進めていくものと思っていた。地方分権のためではないと思う。
- ・前回欠席したので、合体させた理由が分からなくて申し訳ない。

〔中山座長〕

- ・ある著書には「補完性の原理と書いて、地方分権の推進のためには必要」という逆の書き方をしており、こういうやり方もあるとは思う。

〔杉本委員〕

- ・この補完性の原理の説明では、「できる、できない」という言葉がたくさん出てくるが、これを「地域社会で無理ある時は」などの別な表現にはならないか。この言葉がたくさん出てくると、何となく否定的な感じがする。
- ・だから、この部分をカバーする考え方や前向きになるような表現の方が良いと思う。
- ・この書き方では否定的に投げ出したものを、次の組織へお願いするというような感じを受けるが、そういう事ではないと思う。

〔高橋委員〕

- ・「できる、できない」ではなく「向き、不向き」の話にするとどうか。

〔杉本委員〕

- ・「可能性としてカバーしていく」という表現にすると良いと思う。そして、もっとプラスになるような表現「手にあまる」「無理ある」などいろいろな表現があると思う。
- ・この文章では「投げ出して、その後、国に全部お預け」という感じがするが、そうではないと思う。

〔中山座長〕

- ・まず、杉本委員の意見の検討をしたいが、事務局では何かないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・最初に「個人ができることは個人で行う」という事は言って、それではできない部分を1つ上のところで協力して補っていくという事を述べている。

〔高橋委員〕

- ・「難しい」ではどうか。

〔杉本委員〕

- ・「補う」のような前向きな言葉に置き換える事はできないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・「補う」は最後にまとめて言っている。「個人でできないことは家族や仲間が補い、家族や仲間ができないことは地域社会が協力して補う」という、この全部をまとめたものが、最後の行の「補っていくシステムです」ということである。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・「できるけどしない」ではなく、「頑張ったけれどできない」という意味なので、できなかったという範囲を超えたという解釈にはならないか。
- ・確かに「できない」という言葉がたくさん出てきているので、もう少し整理できないのかとは感じる。

〔中山座長〕

- ・補完性の原理には、努力をしたが無理だったという意味になっているので「できないもの」でも十分表現はできると思う。

〔水口委員〕

- ・本来は、このシステムがうまく機能すれば何も問題はないはずだ。

〔笠原委員〕

- ・中央集権から地方分権というのは、補完性というより、個人が個人として目覚めるところから始めなければならないと思っている。この部分がターニングポイントだと思う。
- ・地方分権と補完性の原理は質的に違うことが、これを書いてはっきりすると思う。

〔水口委員〕

- ・ある程度理解のある人は補完性の原理の意味が分かるが、一般の人には分からないと思う。だから、こういう書き方をしてもらった方が理解できると思う。

〔笠原委員〕

- ・本当の意味のキーワードに、補完性の原理が出てくる。

〔水口委員〕

- ・だから、一般論では、そういう言葉は使わない。

〔中山座長〕

- ・杉本委員「努力してもできなかった」という意味もあり、表現するにはこの方が良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・本当は「できない」という言葉が一番分かり易いのかも知れない。

〔笠原委員〕

- ・先ほどの佐用町の災害時の事だが、隣の人や行政が助けに来てくれた。そして、自分なりに努力をした場面も記者の目は書いている。
- ・その場面には、自力では出来ない場面があり、それに対して周りにいる人や行政側が助けるという事を想定してもらえると、補完性の原理は理解できると思う。

〔水口委員〕

- ・基本的な防災計画もその辺の的を絞ってきちんと作らなければならないと思う。その辺が抜ける事があるので、いろいろと起きてきていると思う。防災計画に補完性の原理を書けば大体の方向が見えてくると思う。

〔中山座長〕

- ・これを基に防災計画を立てれば非常に良い計画ができると思う。
- ・では補完性の原理の「できない」は、このまま行きたいと思う。
- ・それでは、高橋委員の地方分権の推進のために補完性の原理がある訳ではないという意見だったが、これはタイトルを「補完性の原理」に変えるという事で理解しても良いか。

〔高橋委員〕

- ・それなら、分けたままの方が良いかも知れない。

〔事務局～企画課長〕

- ・元々は分けていたが、前回の議論で、補完性の原理というのはシステムであり、背景になるのかという議論だった。

〔杉本委員〕

- ・方法論である。

〔笠原委員〕

- ・そして、今まで合併論議などでも、いきなり補完性の原理になったら難しいと思う。
- ・やはり地方分権の流れが来て合併をしたという事になるので、その中で求められるのはということで、転換するという意味だと思う。

〔高橋委員〕

- ・量的とか大きさの話ではない。補完性の原理には、向き、不向きという事をイメージしているので、ここで分権と入ってくると違和感がある。

〔中山座長〕

- ・背景なので、背景であれば「地方分権の推進」とその次の「合併」になる。その中で補完性の原理を説明するなら場所としては適している。その後で出す事はなかなか難しいと思う。

〔高橋委員〕

- ・そういう部分が分からなかったので発言した。了解した。

〔中山座長〕

- ・では、これで良いか。「①地方分権の推進」は修正なしとする。

◆ 2. 条例制定の背景 ②合併

〔中山座長〕

- ・分かり易くなっていると思う。最後の部分が読み取りにくかったが、すっきりとした。これでよろしいか。

〔高橋委員〕

- ・中段の「・・・住民の不安を払拭する・・・」の部分は、「解決」という言葉の方が良いと思う。「払拭」だと、デリートしてしまうイメージを受ける。

〔杉本委員〕

- ・ごまかして言っている。

〔高橋委員〕

- ・「解決」の方が前向きな感じがする。これ以外に何かあれば意見を聞きたい。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・「不安」となると「解消」はどうか。

〔高橋委員〕

- ・「解消」では弱い気がする。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・「課題」に対して「解決」ではどうか。「不安」には「解消」だと思うが。それをもっと強く言うと「払拭」だと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・「取り除く」ではいかがか。

〔高橋委員〕

- ・「不安」があつての「払拭」で良いのだろうか。「不安」、「懸念」ではどうか。
- ・合併の時に携わった人は、どう思うか。不安だったのか、課題だったのか。

〔笠原委員〕

- ・一昨日、まちづくり協議会があつたが、この3年間で住民の不安が払拭できたかという話があつたが、個人的にはますます広がっている可能性があると思っているので、この箇所には、あまり触れたくないし、難しい表現だと思う。

〔杉本委員〕

- ・ではそのままが良いという事か。

〔笠原委員〕

- ・良いとは言えない。これはあくまでも合併する前の住民に、不安要素があるのではという不安の解決策として、自治区を設けた経過文句である。これは事実経過なので、余計な形容詞は付けない方が良いと思う。

〔水口委員〕

- ・この表現で良いと思う。これが各旧町の素直な心情だと思う。

〔高橋委員〕

- ・了解した。

〔笠原委員〕

- ・しかし、北見市民の意向は全然入っていない。どちらかと言うと、変な書き方をしていると思うが。

〔水口委員〕

- ・その辺の変な差はあるが。

〔高橋委員〕

- ・この書き方が現実的という事で了解した。

〔水口委員〕

- ・現実的な住民の心情だ。

〔中山座長〕

- ・経過を示すため、我々はこの文章が妥当だという事にする。

◆3. 条例の特徴的な内容 ①「協働」から「共働」へ

〔中山座長〕

- ・前回、下から5行目「社会を共に創り上げていくために」の「共に」は、何度も重なっているので省くという事ではなかったか。

〔高橋委員〕

- ・結果なので、省いても良いと思う。

〔中山座長〕

- ・では、「より良い地域社会を創り上げていくため」なので、「共に」を削除した上で検討に入りたいと思う。
- ・特にEとFの部分は、市民合意の基に制定されるもので市民の意見が必ず反映されなくてはいけないという言葉、朱書きで記載している。
- ・何か意見ないか。

〔高橋委員〕

- ・上から14行目の最後「公益的活動分野」の「的」が入っているが、文章や図を良く見ると「的」が入っていたり、入っていなかったりしている部分がある。例えば、その下の「B・C・Dの市民と行政が連携する公益活動分野」には「的」がない。図のBには「公益的」という言葉がない。Cの「市民と行政と一緒に活動する」は、公益分野しかないもので消したのか。
- ・その辺の意図が見えない。

〔事務局～企画課長〕

- ・前段の図のAは、元々修正していない。
- ・Aの部分は公益的活動分野としての市民の活動という事。
- ・そして「行政」とは、公益活動以外やることはできないので、行政が関る部分という事。

〔高橋委員〕

- ・だから、あえて「的」を外しているという事か。
- ・それであれば了解した。

〔笠原委員〕

- ・要するに、Aの分野は公益活動なのか私的活動なのか判然としない部分が多い。
- ・その中の公益的な部分をここでは取り上げられているという事。

〔高橋委員〕

- ・Cに至っては、「公益」と書く必要もなく、「活動」というだけで「公益」になるから外したという事で良いのか。それであれば了解した。

〔中山座長〕

- ・3ページの朱書き部分EとFの説明が「行政が市民合意のもとに」と決定されるものということへの意見は何かないか。前回議論になったが。
- ・意見がなければ、この部分はこのままでいきたいと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・図もこれで良いという事か。

〔杉本委員〕

- ・この「協働」から「共働」への事自体を説明する絵なので、目的は達成したと思う。
- ・別段、自治を説明する事ではない。

〔高橋委員〕

- ・下から3段落目「旧北見市では・・・」だが、これは合併前の旧北見市で今の北見自治区という事か。

〔事務局～企画課長〕

- ・共働の取組みを進めたきっかけとして、旧北見市はだんだんと隣近所の付き合いが希薄になっている現状があり、それを地域の繋がりで何とかしなくてはいけないという事があった。
- ・旧3町は既に地域の繋がり出来上がっていた。その部分を感じとってもらいたい。

〔高橋委員〕

- ・敢えて北見地区だけの反省という形で書いたのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ある意味そうである。「協働」を使ってきたという事で。

〔高橋委員〕

- ・経緯が分かる気がする。

〔事務局～企画課長〕

- ・そういう形で「協働」を何とかしよう、地域の繋がりをつくろうという事で進めたら、旧3町、地域の繋がり出来ている地域にとっては「協働」の意味が行政からの押し付けだという意識が強く出てきたという事があった。

〔逢坂副座長〕

- ・それが新たな発想でやろうという事になったきっかけ。

〔事務局～企画課長〕

- ・「共に」という思いをつくっていこうというのが、この「共働」のスタートだったと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・これはこれで良いと思うが。

〔高橋委員〕

- ・そこまで書いても大丈夫なのかと思った。

〔水口委員〕

- ・そういう表現を書いてしまうと根底が崩れてしまうから。

〔逢坂副座長〕

- ・そういう前提があったからという事で良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・了解した。

〔中山座長〕

- ・3ページの下から5行目の「共に」を削除し、その他はそのままとする。

◆ 3. 条例の特徴的な内容 ②自治区の設置

〔中山座長〕

- ・前は修正意見がなかった部分である。
- ・ただ文の最後「・・・になりました」「・・・ものです」の部分を、全体を読んだ時の読み易さから「・・・します」という形に修正した。

〔高橋委員〕

- ・最後の段「自治区の設置をまちづくりの最高規範となる本条例に位置付け」となっているが、自治区に書かれている内容として「条例に位置付け」という言葉が適切なのか。
- ・意味としては、「期待する」「盛り込む」などの方が良い気がするが。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・特に問題はないと思う。これまでの会議の中でずっと使ってきた。

〔高橋委員〕

- ・先ほどのところで、条例自体が最高規範に位置付けという事になっていて、内容について条例に位置付けるといいう言い方が適切なのかどうか。

〔中山座長〕

- ・設置を位置付けとなると変だと思うが。ここは特に問題はないと思う。

〔高橋委員〕

- ・特に問題がなければ良い。

〔中山座長〕

- ・では「自治区の設置」で他に問題がなければ次にいきたい。

◆ 3. 条例の特徴的な内容 ③子どもの権利

〔中山座長〕

- ・何か意見はないか。

〔高橋委員〕

- ・最後に「子どもの権利等」の「等」とあるが、他にまだ考えられる事があるのか。

〔笠原委員〕

- ・子どもの権利そのものは、当然子どもを育てるという条件がある。そこまで広く考えていかないとまちづくりに繋がらないと思う。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・第11条のタイトルとして「子どもの権利等」としている。

〔事務局～企画課長〕

- ・子どもの権利で言うと、子どもの権利条約で4つの権利があるが、この条文の中ではその権利だけではなく、成長による適切な支援をするということがある。だから「等」という言葉がついている。

〔高橋委員〕

- ・了解した。

◆ 3. 条例の特徴的な内容 ④危機管理

〔中山座長〕

- ・前回議論したことを修正した。
- ・「近年は」は、条文解説の中にも入っているのでそのまま残した。ただ、合併した事が危機管理を促したという意味にならないように文章を書いている。

〔杉本委員〕

- ・交通事故には触れていないが。

〔笠原委員〕

- ・それは全く別扱いだと思う。

〔水口委員〕

- ・第 10 章で触れることになると思うが、先日、自治連と民生委員との共同勉強会があり、札幌から弁護士が来た。
- ・彼の話の内容は、個人情報保護法と地域福祉関係をどうするかという事だった。
- ・私も前からそのことが気になっていたが、行政は情報を流す事にもものすごく臆病になっている。ところが、彼は、情報を出すべきだと言っている。そして担当者や民生委員、町内会が共同して情報管理をするシステムを作れば良い話であり、行政はあまりにも臆病になり過ぎて、非常に問題があると言う。
- ・直接的な管理システムを繋げて欲しいと思っている。
- ・この事は、民生委員がいろいろなことをやっているが、行政は個人情報を守る盾に資料を出さないでいる。

〔橋本委員〕

- ・最近は少し出している。

〔中山座長〕

- ・言われるように、情報が出ない限り改善ができないので、しっかりと情報を把握する事が大事だ。

〔橋本委員〕

- ・道内でも、資料を出すか出さないかがバラバラである。その点、北見の場合は最近随分と出してきた。

〔水口委員〕

- ・最近やっと出てきたと思うが、まだ足りない。

〔笠原委員〕

- ・これは、先ほどの防災計画の住民の家族構成のところまでいかなければ何人いるかが分からないし対応の仕方ができない。だから、自分の命を自分で守りきれないのであれば良いが、守りきれなかった場面はどうするのかという、命に関わるものが出てくると思う。
- ・それと、一行目の最後「近年は」の「は」が非常に読み難いと思う。この文の最初に「オホーツク地域は」とあるので、「近年は」の「は」は要らないと思うが。
- ・次長に訊く。今、新型インフルエンザが流行しているが、今後、別な災害が起きた時の避難所の新型インフルエンザの対応が直ちにできるのかという事がある。これは、かなり難しい問題だと思うが。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・大規模な避難所になれば、難しいと思う。
- ・例えば、常呂地区で2箇所ぐらいの小規模な避難所対応はできると思う。
- ・しかし、全市的に大規模な数の避難所では、規模や住居などさまざまな問題で、常にその対応ができるかという点で難しいと思う。

〔笠原委員〕

- ・ただ現実的に、これから新型インフルエンザがさらに拡大する恐れがあった場合、危険性がある人たちが集まる訳で、さらに感染が拡大する危険性が出てくる。そうなれば、また危機管理の問題が出てくると心配している。
- ・だから、今までにない事が発生した場合、危機管理対応を常に確保しておく事は非常に難しいことだと思う。災害備蓄はあると思うが、どれくらいのものがあるのか。
- ・この文章では、明らかに「感染症」と記載している。

〔中山座長〕

- ・内容については問題ないが、実際にどう対応するかが問題だ。
- ・危機管理と情報管理は非常に重要な事であるが。

〔水口委員〕

- ・それは第10章で触れる。

〔中山座長〕

- ・読むと対応出来る内容になっていると思う。「相互に」「連携し」と記載しているので。

〔逢坂副座長〕

- ・町内活動も含めて、今それが一番重要視している。

〔中山座長〕

- ・今後、我々がこの条例を説明する時には、こういう事も合わせて、危機管理のところでしっかりと説明していただく事が重要だ。

〔高橋委員〕

- ・いろいろな危機について「テロ、感染症、コンピューターウイルス、大量殺傷事件」と記載しているが、実際に補完性の原理から見ても自治体がやる範囲ではないと思う。
- ・例えば、大量殺傷事件は警察の範囲になるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・実際に秋葉原で起きた事件では、周りにいる市民が動いている。
- ・110番や119番への通報や救助の対応をしている。救急車や警察が来るまでの間も対応している。

〔高橋委員〕

- ・コントロールするという話ではなくて、個人ができることか。

〔逢坂副座長〕

- ・自主的に身近な人が助け合うという事。

〔笠原委員〕

- ・基本的に、自ら守る事が前提なので、市民は生命や財産が守られるべきといった場合、自分の命はどう守るのか。

- ・それには先程の情報管理があるが、情報防衛ばかりではなく自分の情報を提供する事でしか守られない事もあると思う。

〔高橋委員〕

- ・テロやコンピューターウイルスも、それぞれそういう事で考えるべきか。

〔中山座長〕

- ・事例として、大量殺傷事件は無理な事だが。

〔高橋委員〕

- ・ただ、「市民は」があるので、自治体だけでどうするべきかではないので。

〔笠原委員〕

- ・例えば、危機管理に入っている学校でのコンピューターウイルスの場合と、いじめメールや裏サイトなど子どもの権利条約やプライバシーは、この危機管理でも関わってくる。それから市教委でも対応をしている。ということになるが、これがまだ一般化していないのが現状である。

- ・やはり市民同士が、「これが危機」という事を認識させるためにも入れておいた方が良くと思う。これはコンピューターウイルスだけの問題ではない。

〔高橋委員〕

- ・条文の方も市民に対しての事が書かれているので、大丈夫だと思う。

〔中山座長〕

- ・では、まとめたい。
- ・笠原委員から「近年は」の「は」を取り、他はこれで良いということだが、よろしいか。

◆全体的な修正部分

〔中山座長〕

- ・第8章に入る前に、その他修正している部分もあるので事務局で説明してもらい、文言を修正したい部分があれば伺いたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・全体的に解説文を読み直して、若干、言い回しを変えた方が良くと思われる部分を朱書きしている。
- ・その他に、条文の2つについて訂正している。
- ・例えば、7ページの前文の解説「前文は・・・簡潔に説明するものです」を「・・・説明しています」に直している。
- ・11ページの第6条「議会及び市長等は市政を市民参加のもとで行い」の「市政を」を後ろにし、「議会及び市長等は、市民参加のもとで市政を行い」とした。そして、その後続く文章、「市政へ市民の意思を反映させるものとする」を「市民の意思を市政へ反映させるものとする」に直した。
- ・こうすると、最初の「市政を市民参加のもとで行う」よりは「市民参加のもとで市政を行う」にした方が文章としては良いと思う。問題がなければ、これに決めたいがどうか。
- ・もう1つ、23ページの第28条（監査）の2行目「監査並びにその他の事務の執行」の「監査」を消し、「その他」という言葉を朱書きで入れている。

- ・この条文自体が、三鷹市の条例とほぼ同じになっている事が分かった。ところが、この条文は、地方自治法の規定を参考にしているが、第199条の監査委員の第1項と第2項を合わせて1つの文章にしている。
- ・監査委員は、1つ目は「財務に関する事務の執行について」監査をする事になる。2つ目は「経営に係る事業の管理について」監査をする事になる。そして、3つ目として、それ以外の事務。「その他の事務の執行を監査する」となる。
- ・監査は、前段3つにかかるような形でないと文章的、法律的におかしい。
- ・そこで、三鷹市もこうなっているが、これは第1項と第2項をそのままの条文であわせた気がする。それで今回、このように修正した形を提案したいと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・事務の執行。

〔事務局～企画課長〕

- ・1つ目は財務に関する事務の執行、2つ目は経営に係る事業の管理、3つ目はその他の事務の執行。この3つについて監査するという事が、自治法上の第1項と第2項で謳われている。
- ・そこで、2つ目の「経営に係る事業の管理の監査」の「監査」まで入れると、この部分の監査が余分になる。
- ・そうでなければ、3つとも「監査」という言葉を入れるか。どちらかになる。

〔逢坂副座長〕

- ・3つとも繋がると思うので、最後の1つでも良い気がする。

〔笠原委員〕

- ・本文は先ほどのもので良いのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・今は分かり易く二重線で見え消しにしたり、朱書きにしたりしている。

〔中山座長〕

- ・これでよろしいか。

〔事務局～企画課長〕

- ・次に、18ページの解説だが、これは他の自治体でも、こういう事を制定している自治体もあるという説明が何箇所かあるが、当初の「制定する自治体も増えています」という部分が、本当に増えているのかどうか曖昧な部分もあり「制定している自治体もあります」という表現に、全部統一させてもらった。内容を変えている修正は一切していない。

〔中山座長〕

- ・これでよろしいか。(委員了承)

◆第8章 共働の推進

〔中山座長〕

- ・まず、修正した意図を説明する。
- ・最初の「まちづくりの主体であることを意識し」は、少し長いので「まちづくりの主体として」という言葉に変えた。

- ・「互いに尊重しあい、共に手を取り合い」は、「互い」と「共」が重なっているので「互いに尊重し手を携え」に変更した。
- ・第2項の「自由意思に基づき」は「自主性」も「出来る範囲」も含まるので削除し「自由意思に基づき、市民活動を進めるものとする」に変更した。
- ・ここは、共働の推進の章なので、第3項には「共働の」を加え「共働のまちづくり」に変更した。
- ・解説の3段落目に杉本委員からの意見である「みんなが市民の日常生活に基づいた視点を持つことが必要です」を加え、下から3行目「市民活動を尊重し」を「公益的活動を適切に評価し」に変更した。
- ・以上が、前回会議で出た意見を修正した部分である。
- ・事務局として、他の条文との整合等も含めた意見を聞きいてから検討したい。

〔事務局～企画課長〕

- ・条文については、これまでの議論経過を踏まえて取りまとめたものであるが、第37条で2つのことを言っており、まず「市民の自治を拡充すること」と「地域自治を推進するための支援を行うこと」を謳っているが、第9章に「地域自治」という章を設けたので、ここの第8章の第37条で「地域自治の推進」が出てくるのがどうなのか。

〔中山座長〕

- ・まず、事務局からの意見を検討したい。
- ・第37条の「地域自治を推進」を第9章へ持っていくか、それとも「地域自治」を違う言葉に置き換えるか。

〔笠原委員〕

- ・第9章の「地域自治」はあくまでも自治区を前提に考えている。
- ・第37条の「地域自治」とは中身が違う。第37条の地域自治は、コミュニティのような狭い範囲の地域自治を想定している。

〔事務局～企画課長〕

- ・前にも話したが、この辺は「地域自治」や「市民自治」「住民自治」が出てきて分かりづらくなっており、第37条の次が「地域自治」になっているので、受け取る側も非常に分かりづらいと思う。

〔中山座長〕

- ・何らかの修正が必要だ。

〔笠原委員〕

- ・基本的にはこの章の「共働の推進」の場合は全体に関わる共働の概念。
- ・現実的には、第9章の地域自治とは違う町内会などの小さい範囲での地域自治を想定している。
- ・北見市の場合は自治区を設置したから、そこの整合性が表現上なかなか難しい。

〔事務局～企画課長〕

- ・「地域自治」の捉え方であるが、地域自治の原則からの流れからすると「地域自治」というと自治区をイメージする形になる。
- ・そうなったときに、第37条の「地域自治」をどうするかということになる。

〔笠原委員〕

- ・第 37 条の「地域自治」を削除し、「市民による自治を拡充し」ですべてが網羅されるとするか。

〔事務局～企画課長〕

- ・本来は、市民による自治よりも小さいものを想定している。

〔笠原委員〕

- ・組み合わせによると思う。地域の問題もあるし、NPOのようなネットワーク型もあると思う。
- ・だから、敢えて限定せずに曖昧にしておき「市民による自治を拡充し」に含ませ、「地域自治」をなくした方が分かり易い。

〔高橋委員〕

- ・第 37 条は「市長等は」「市民による自治を拡充し」となっているが、市長は拡充できないのではないかと。市民自身がやるのではないかと。

〔中山座長〕

- ・解説にも書いてあるように、活動の調整や基盤化であり、活動自体を何かすることではない。

〔高橋委員〕

- ・ここの「地域自治」が第 9 章の自治区と意味が違うなら、第 37 条からは消して、「拡充」と「推進」とあるのは「推進」が先で、結果が「拡充」になるのではないかと。

〔笠原委員〕

- ・市長等が主語なので、自治を拡充して推進させる。あくまでも主体は市民。

〔高橋委員〕

- ・市民が主体であるのに、二重構造になっているように感じる。

〔笠原委員〕

- ・問題なのは「地域自治」を使うか使わないか決めていくことと、それを定義していくかどうか。定義すると大変だと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・定義するとなると、全体の条文に関わってくる。

〔中山座長〕

- ・笠原委員が言うように、少なくともここの「地域自治」は外すべきだと思う。

〔高橋委員〕

- ・第 9 章が自治区のことしか書いてないなら、「地域自治」と書かないで「自治区」としてはどうか。

〔笠原委員〕

- ・全体の整合性から考えると難しいと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・第 9 章のタイトルを変えるとなると、原則の方も変える必要がある。

〔中山座長〕

- ・それは難しいと思う。

〔杉本委員〕

- ・地域自治というのは難しいので、「新たな公共的意識を推進する」など公共のテーマのようなものが、これからの共働体系が出てくるから、そこを想定させるのはどうなのか。
- ・新たな共働のケースを発展させるようなことで、この条例の最終目的みたいなものを入れても良いのではないかと思う。

〔中山座長〕

- ・そうなると共働の推進とも合ってくる。
- ・具体的に書くとどうなるか。「市長等は・・・」。

〔笠原委員〕

- ・この第8章は十数時間かけて議論してきて、結局第36条は市民主体でやることとして、第37条では、それを市長側がサポートしますという2つしかない。
- ・具体的に「市民活動とは何ですか」とやっていたらいつまでも終わらないので、市民自治などと曖昧な状態で残しているのが現実。
- ・ここに市民の意識を持たせるとなったら、市民意識の啓発などを含んでいるものだと一般的には考えられる。

〔中山座長〕

- ・それをここで謳うのは難しくなっている。

〔笠原委員〕

- ・そんなことはないと思う。絶えず啓発活動はしていかなければならない。

〔高橋委員〕

- ・整理する。市長等は市民自治を拡充、推進するためにその支援を行うことである。
- ・それをどう書くか。

〔中山座長〕

- ・やはり、それが限界か。
- ・解説にはそれをうまく書いてある。
- ・杉本委員が言う「新たな公共的意識」は、主語が市長等だから入れるのは難しい。

〔杉本委員〕

- ・相互関係の中で高めていかなければならないので、それぞれの役割の書き方の中では書くのが難しくなっている。

〔中山座長〕

- ・であれば、「市民による自治を拡充、推進するための支援を行う」とするか。

〔笠原委員〕

- ・一番シンプルで良いのではないか。
- ・第36条の解説中段「みんなが市民の日常生活に基づいた視点を持つことが」というのも、はじめに読んだとき疑問に思ったが「みんなが」が入るか入らないかは杉本委員が前回言っていた部分への回答としてはびったりだと思う。
- ・疑問として、第36条第3項と第37条の区別が難しいと言われる可能性がある。
- ・想定しているのは、交付金補助制度をいきなり第37条に入れることには疑問を持っており、京都市では交付金補助制度を条例化する検討を始めたようだ。

- ・やはり、交付金補助制度の取扱いにはいろいろ問題があり、条例化していくようである。
- ・第 36 条第 3 項が第 37 条につながっていくと思う。または、第 36 条第 3 項を第 37 条に組み込むやり方も無いわけではない。

〔杉本委員〕

- ・分かり易くするとしたら、第 36 条第 3 項を第 37 条に持ってきた方が良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・確かに、第 36 条で第 3 項だけ主語が「市長等」である。

〔杉本委員〕

- ・市長等の仕事と市民の仕事という観点で分けた方が良いのか。

〔笠原委員〕

- ・その方が良いのかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・この市民自治というのは、町内会のことか。

〔笠原委員〕

- ・ここで地域自治を抜くと、その問題が出てきて、コミュニティや町内会などの活動を想定していたから、こうした表現になっている。
- ・この市民会議では「コミュニティ」という言葉を使わないという合意があったから、地域自治のような表現が残った。

〔高橋委員〕

- ・意味的にはそうだが、そういう表現がないと分かりづらい。

〔中山座長〕

- ・「市民活動」を市長等が尊重、支援する「市民自治」を拡充、推進のため支援するとなると「市民活動」と「市民自治」が非常に分かりづらい。どういう違いがあるのか。

〔高橋委員〕

- ・想定が町内会的なものであるなら、すぐにイメージ出来ないと第 36 条の市民活動が分からなくなる。

〔逢坂副座長〕

- ・第 36 条第 3 項「市民活動を尊重するとともに、共働のまちづくりを推進」となっているが、最初の「共働の推進」の時は「市民の自主的な活動を尊重する」ということだった。「市民活動」ではなく、あくまで「自主的な活動」であり、押し付けではないニュアンスだった。最初のおりだと「自主的な活動を尊重し、支援する」としたら第 37 条も生きてくると思う。

〔高橋委員〕

- ・第 36 条は幅広いスタンスで、第 37 条は町内会的なもの。

〔中山座長〕

- ・「コミュニティ」という言葉が使えないから、そうなった。

〔逢坂副座長〕

- ・市民自治ということになると、コミュニティ活動も市民活動も含めて範囲の広い自治に感じつつある。

〔高橋委員〕

- ・地縁による組織活動とか説明できないか。

〔杉本委員〕

- ・ネットワーク型、テーマ型のコミュニティ活動もある。

〔中山座長〕

- ・市民活動は狭い範囲の活動で、少し大きくなると自治という説明で伝わるかどうか。

〔笠原委員〕

- ・共働の図で言うと、Aの領域でも公私領域の境界がグレーゾーンである。

〔杉本委員〕

- ・公益的となると自治になる。

〔高橋委員〕

- ・第36条は私的、ボランティア的なものだと思う。

〔笠原委員〕

- ・「住民自治」はどこかで使っていたか。

〔逢坂副座長〕

- ・最初の方で使っている。10ページの解説で定義している。

〔杉本委員〕

- ・第36条と第37条は市民と市長等の役割で分けるか、それとも活動の大きさに決めるか。

〔逢坂副座長〕

- ・市民活動をどこまでの位置付けにするか、コミュニティを日本語でどう表現するか。

〔高橋委員〕

- ・第37条は必ず活動している人が当事者である。第36条は必ず当事者とは限らない。

〔笠原委員〕

- ・理解としては、そうである。ただ、表現上難しい。

〔逢坂副座長〕

- ・市民活動となっているので、グループというイメージが伴う。

〔杉本委員〕

- ・共働のまちづくりに向かって「市民がやること、市長等がやること」とした方が、後につながるような気がする。

〔高橋委員〕

- ・第37条を行政側としたら、市民自治とはならない。

〔杉本委員〕

- ・第8章は共働の推進だから。

〔中山座長〕

- ・第36条第3項を第37条にもってくることになる。

〔笠原委員〕

- ・説明できないとならないので、第37条は市民による自治と住民による自治がある。
- ・市民による自治はネットワーク型を想定し、住民による自治は地縁型の町内会などを想定しているという説明は出来る。

〔中山座長〕

- ・市民活動は説明できそうだが、市民自治、住民自治と両方出てくると、説明は難しい。

〔笠原委員〕

- ・3ページの12行目に「町内会、市民活動団体、学校、企業」とあり、その辺を想定するのであれば町内会だけが地縁であり、地縁だけが市民活動となると、説明が難しい。
- ・コミュニティを第37条で何とか表現できれば良いと思う。
- ・市民活動団体については市民の自治につながる形になる。
- ・携わる活動分野によって地縁型になるか、市民活動になるか。

〔高橋委員〕

- ・ここで分かっても、いろいろな人が分からなければ難しい。

〔中山座長〕

- ・説明する立場で皆さん考えがあるので、皆さんに訊きたい。

〔三原委員〕

- ・地域自治ということであれば、まず町内会をイメージしてしまう。
- ・NPOも含むとなると、共働だから良いのだが、受け取る側は分かりづらい。
- ・ここでは「地域自治」を使わない方が良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・地縁活動にも近隣組織と地区組織とがあり、地縁活動でないところで、NPOのような事業系のものとボランティアみたいな非事業系のものがある。
- ・さらに、活動形式としてネットワーク型などがあり、一概に定義できない。
- ・分野は違うが、自分ができる範囲で活動しており、補完性の原理ではないが、出来ない部分を市長等がカバーしなければいけない。
- ・自分で好きでやっていることと、みんなのために組織化して動いているものでは違う。
- ・公益的に目的をもって組織化し活動しているのは自治だし、好きでここから始めてみようかとやっているものは市民活動だと思う。

〔中山座長〕

- ・第37条の「市民自治」を止めて「住民自治」にすると、コミュニティにも対応するがどうか。意味が少し狭くなるが。

〔笠原委員〕

- ・それとも、大胆に第9章のタイトルを「地域自治」から「自治区」に変えてしまうか、「地域自治の原則」も「自治区の原則」に変えて。であれば、37条はこのままいける。
- ・第9章「地域自治」や第8条「地域自治の原則」のタイトルを変えても、内容はほとんど変わらない。
- ・読む人にしてみると、第9章の「地域自治」は町内会の話だと思うのが一般的なので「自治区」と限定しても良いと思う。

〔中山座長〕

- ・でも、「自治区の原則」は馴染まないということになったはず。

〔高橋委員〕

- ・しかし、第9章は自治区のことしか書いていない。

〔中山座長〕

- ・ どうして「自治区の原則」では書けないのか、事務局は覚えているか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 「自治区〇〇の原則」ならまだ分かるが。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ 自治区はエリアであり、エリアの原則は無いのではないか。自治区をどう生かすのかという原則はあると思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 「自治区尊重の原則」などは有り得る。

〔中山座長〕

- ・ だから「地域自治」にしたはずだ。

〔笠原委員〕

- ・ 中身はそうだが、第9章「地域自治」では混乱するし、説明しきれなくなつては困る。

〔中山座長〕

- ・ やはり、第37条の「地域自治」は分かり難いので外した方が良い。
- ・ 仮に9章を「自治区」にしても、37条の「地域自治」を説明できない。

〔逢坂副座長〕

- ・ 杉本委員が言っていた、好きでやっている活動は市民活動、公益的にやっている活動の区分けをきちんと定義しておけばスムーズに行くのではないか。

〔杉本委員〕

- ・ その区分けを誰がジャッジするのか。単に好きでやっているとか、公益的だとかの判断は難しい。
- ・ だから、市長等の役割と市民の役割で括った方が説明し易いと思う。

〔高橋委員〕

- ・ 逆に第36条の市民活動に全部入れた方が良いのでは。

〔杉本委員〕

- ・ 市側がやることは市民活動にはこういう支援、市民自治にはそういう支援とまとめれば良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・ そして共働の支援も。そうするとすっきりした説明は出来る。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 事務局としても、言葉では分かり難いということで、どうすべきか考えていた。
- ・ 今言われたように、前段の部分に市民側のことを規定してはどうだろうか。共働のまちづくりを進めていくためには、お互い尊重していくことを最低限のルールとして謳ってはどうか。
- ・ 自由意思に基づいた市民活動を進めていくということを市民側で規定する。
- ・ 行政側としては、まず自主的な活動を尊重して、それを推進していくために必要な制度を整備するとともに、必要な支援を行うことを後段で規定してはどうだろうか。
- ・ そうすると比較的理解しやすいのではないか。

〔中山座長〕

- ・具体的に言うと、第 36 条第 1 項と第 2 項の「市民活動の促進」はこのまま残して、第 3 項と第 37 条を一緒にするかどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・もし一緒にする場合は、尊重する部分を 1 つにして、制度の部分と必要な支援の部分を 1 つにすることは出来ると思う。

〔中山座長〕

- ・文言で言うと「市民自治」はどうか。生かしたままか。

〔事務局～企画課長〕

- ・「市民活動」に置き換えても良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・合わせて「市民自治活動」でも構わない。
- ・市民自治という言葉は住民自治からの派生語のような状態になっているから、分かり易いのは市民活動である。

〔高橋委員〕

- ・町内会活動は市民活動とは言わないのでは。

〔逢坂副座長〕

- ・言う場合もある。
- ・第 36 条は「市民活動の促進」、第 37 条は「市民活動の支援」にしてはどうか。そうすると市民と市長等に区分できる。

〔笠原委員〕

- ・現在も市民活動があり、その市民自治が高まるように期待している。
- ・主体が市民個人、町内会もあり、第 36 条第 3 項と第 37 条を合わせたとしても、第 36 条で市民活動となっているので、むしろ第 37 条は市民自治の促進のテーマで良いと思う。
- ・「市民活動の促進」と「市民自治の促進」のままで質的に違ふと説明できる。
- ・市民活動は既にいろいろなものがある。公益的なものは市長等が支援していく。

〔中山座長〕

- ・第 36 条第 3 項と第 37 条を合わせて第 37 条とし、タイトルは「市民活動の促進」と「市民自治の促進」のままにするという意見。

〔笠原委員〕

- ・必ずしも、市民活動が住民自治につながるとは言えないこともある。
- ・市民による自治活動といたら公共的なものであり、支援を積極的にしていくということになる。市民活動にも当然支援はするが。

〔中山座長〕

- ・第 36 条第 3 項を第 37 条にもって行って、解説も第 37 条にもっていく。その上で、第 37 条の条文をどうするか。
- ・例えば「市長等は共働によるまちづくりの根底をなす市民による自治を拡充、推進するため必要に応じて条例等を整備するなどの支援を行うものとする」
- ・解説をどうするか。

〔杉本委員〕

- ・解説は、最後の2行を変えれば、ほぼこのままで良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・解説の方が第37条に移りやすい。

〔中山座長〕

- ・第36条の解説の下の3行の「そのため」からは、第37条の解説の下に用いる。
- ・「快適で利便性の高いまちづくり・・・」はこのままで良いか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・最後の方が行政のことになっているので、このままでは駄目である。

〔高橋委員〕

- ・「快適で利便性・・・」から下は、すべて第37条に移してはどうか。

〔杉本委員〕

- ・この中の「みんなが市民」とあるのは、市職員や議員が職権の前に市民であると認識すべきことからの表現である。

〔中山座長〕

- ・第37条解説の5行の後を「快適で利便性の高いまちづくりを進めていくためには、みんなが市民の日常生活に基づいた視点を持つことが必要であり、市長等は」とすると。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・「それらの集積が・・・生かされます」を削るということだが、今変更した解説の一番後ろにもっていけば、そのまま使えると思う。

〔中山座長〕

- ・付ける場所を変えれば、そのまま生かせるので、その方が良いと思う。
- ・第8章を確認すると、第36条の第3項を削除し、それに伴い解説の「快適で利便性の」から下を第37条の解説へ移動。
- ・第37条は「市民自治の促進」のタイトルで「市長等は、共働によるまちづくりの根底をなす市民による自治を拡充・推進するため必要に応じて条例等を整備するなどの支援を行うものとする」とする。
- ・解説は今の第37条の解説に第36条にあった「快適で利便性の」をもってきて、最後に「それらの集積が・・・生かされます」とする。
- ・第36条の「市民活動の促進」は市民が担って、第37条「市民自治の促進」は市長等が支援するというので、役割もはっきりする。
- ・これで事務局から提起された課題は整理できた。
- ・他にいくつかの提案があったと思うが、今日の議論で大分話されたと思う。提案した委員に確認したい。副座長は如何か。

〔逢坂副座長〕

- ・いろいろ提案していたが、最終的にこういう落ち着きになれば良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・一番心配だったのが、住民自治の関係で町内会のものをどう表現するのだが、飯田市では「地域社会の一員として」という書き方で、町内会の加入に努めますとまで出ている。

- ・ところが、ここまで書くと、3自治区と北見の温度差が激しいので、コミュニティなど扱い難いことがある。各自治区の実状があるので、解説するときには、敢えて市民自治に入れるということで良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・北見自治区としては、そうしてほしい。

〔水口委員〕

- ・このあたりの表現にしないと、笠原委員が言うように温度差がある。
- ・コミュニティ、住民自治、町内会にしても温度差があり難いと思う。この表現の範囲で抑えておくしかない。

〔笠原委員〕

- ・市民自治や町内会の活動が読み取れるような解説をしてもらえれば良いと思う。
- ・解説に具体例を入れてもらうのも分かり易いかもしれない。

〔逢坂副座長〕

- ・これは各自治区の実状に応じ説明するというので、ここは幅を広くしておく他ない。

〔水口委員〕

- ・読み方ひとつでどうにでもなる部分だから、あまり縛らない方が良い。

〔笠原委員〕

- ・概要の部分では書いてあり、では条文はと訊かれれば第37条で想定していますという解釈をしてもらう。

〔事務局～企画課長〕

- ・町内会を意識させるのであれば、第36条の解説の「個人・企業・団体」とある中に「町内会」を加えてはどうか。

〔笠原委員〕

- ・ここの「各自治区」を除いて「町内会等」にしては。

〔中山座長〕

- ・第36条の解説2行目は「個人・町内会・企業、団体などが」とする。
- ・他に何かないか。

〔水口委員〕

- ・先ほど、第37条などでも「支援」という言葉を使っているが、「支援」となると第三者的になるので「努めなければなりません」と責任も出るが。そこが気になる。

〔中山座長〕

- ・条文は「支援を行う」としており、解説では「努めなければならない」となっている。

〔笠原委員〕

- ・市長等や議員は「努める」、市民側に対しての行政側は「支援する」という表現。

〔水口委員〕

- ・「支援する」よりは「努めなければ」の方が強い感じがして良い気がするが、このままでも構わない。

〔中山座長〕

- ・では、「第8章共働」をまとめる。一度通して読んで、本日の修正も含め最終確認する。

.....
(以下、修正後の第8章全文)

第8章 共働の推進

(市民活動の促進)

第36条 市民は、まちづくりの主体として、互いに尊重し、手を携え、まちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民は、自由意思に基づき、市民活動を進めるものとする。

【解説】

本条は、市民活動の促進について定めたものです。

個人・町内会・企業・団体などが、市民意思に基づき、共に連携して取り組むことにより、よりよい市民生活環境の実現が可能となります。そのためには、まちづくりに市民意思が反映される基盤ができること、自助・共助・公助のシステムが機能すること、自治区が共生・連携することが必要です。市民が、共に生き、共に働き、共に創造することにより、それらを実現することができます。また、市民が主役であること、お互いに尊重し合うことを前提に、かかわれる範囲で無理なく参加できるまちづくりを目指します。

(市民自治の促進)

第37条 市長等は、共働によるまちづくりの根底をなす市民による自治を拡充、推進するため、必要に応じ条例等を整備するなどの支援を行うものとする。

【解説】

本条は、市民自治の促進について定めたものです。

市民による自治は、共働によるまちづくりの根底をなすものです。市民の自発性に基づいた意思表示や活動などを促進するため、補助金などの財政的支援ばかりではなく、情報の提供、人的協力、活動の場の提供など、活動の調整、基盤化などの支援活動を促進することを規定しています。

快適で利便性の高いまちづくりを進めていくためには、みんなが市民の日常生活に基づいた視点を持つことが大切です。そのため、市長等は、公益的活動を適切に評価し、共働のまちづくりの推進に向け、条例や庁内推進体制などの必要な環境整備に努めなくてはなりません。それらの集積が、行政課題の解決、事業実施手法の選定、事業の優先順位決定などの判断に生かされます。

〔中山座長〕

- ・以上が最終的な第8章であるがよろしいか。
- ・これで条文の検討はすべて終わった。
- ・次に、答申案の検討に入りたいがよろしいか。

〔杉本委員〕

- ・その前に、15 ページの第13条の解説「本条は、市民の代表である議会」とあるが「市民の代表による議会」ではないか。議員が代表であり、議会は違う。

〔中山座長〕

- ・第13条の解説にある「市民の代表である」を削除し、「本条は、議会の役割と」と修正する。

〔杉本委員〕

- ・先ほども言ったが、「議会の役割と責務」、「議員の役割と責務」、「市長の役割と責務」、「市長以外の執行機関の役割と責務」、「職員の役割と責務」に、まずは市民であることを加えてほしい。
- ・職の前に、すべて市民であることを規定しておきたい。これがないために特別な権限を持っていると勘違いしていると思う。解説でも構わない。

〔高橋委員〕

- ・用語の定義に入れることもできるが。

〔笠原委員〕

- ・市民の定義に敢えて入れるのが簡単だが。

〔中山座長〕

- ・みんなの意見を聞きたい。

〔水口委員〕

- ・杉本委員が言っていることは分かるが、条例全体の構成から見ても無理がある。

〔杉本委員〕

- ・どこの条例にも載っていない。だが、敢えて市民であることの上に権限を得ているということを規定しなければならないと思う。

〔水口委員〕

- ・理屈も良く分かるし、その通りだと思うが、ここまでの経過を見てもそれに近いことを表現してきている。敢えてそのことに踏み込んだら、もう一度論議をし直さなければならない。そこまで踏み込むことは避けた方が良く思う。

〔杉本委員〕

- ・この条例で分かるかどうか。

〔中山座長〕

- ・言っていることは良く分かる。明確には書いていないが、共働の部分でも網羅されているのではないか。

〔杉本委員〕

- ・言っているのは共働の部分だけではない。
- ・役割と責務で、市民である責務があることを明記したい。

〔笠原委員〕

- ・第17条の「職員の役割及び責務」に「職員は市民の立場に立ち」と敢えて入れたこともみっともないと思った。当然のことなので。

〔事務局～企画課長〕

- ・職員や市長の役割や責務となっているが、当然、前提は一人の市民であり、前文の中でも職員も市長も議員も市民一人ひとりが共に、すべての市民がと謳っている。

〔杉本委員〕

- ・そこはそうなのだが、それが出来てないから、どこかに一言入れてほしい。

〔逢坂副座長〕

- ・「第17条を見てください」で良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・用語の定義の「市民」の部分で、既に定義されている。

〔逢坂副座長〕

- ・18ページの職員の役割及び責務の解説で「常に市民とともにまちづくりを進めていくとの意識を持ち」と一言入っている。

〔笠原委員〕

- ・「市民とともに」だから「市民として」なら良いのでは。

〔杉本委員〕

- ・「市民の視点に立ち」や「市民とともに」というのは、市民視点からもう外れていること。この言葉が出ることは、やはり市民ではない。
- ・言わなければ分からないというのはそこにある。

〔中山座長〕

- ・「市民とともに」を「市民として」に変えたらどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・事務局の意見としてはどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・職員の役割及び責務に「市民として」と書くのはどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・役割というより意識問題として。本当は、市長や議員のところに入れるべきと思うが。

〔杉本委員〕

- ・すごく入れたい。
- ・住民に注文しているだけでは駄目である。職員も市長、議員も市民としてのスタンスとして下がってこなければならない。

〔高橋委員〕

- ・市民としてというより、公人として求められているわけだから。

〔杉本委員〕

- ・市民としての上に公人としての役目があるわけで、その足元がないからおかしくなる。

〔笠原委員〕

- ・18ページの解説を「市民の意識を持ち」では。

〔逢坂副座長〕

- ・ちょっとつながりづらい。

〔中山座長〕

- ・そもそも職員は市民なので「市民として」は変な気がする。
- ・やはり職員としての責務なので。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・この職員は、市長等の組織としての職員であり、市民としてとなると市長等と市民が一緒になるので、この条例で3者の役割を定めることに反することになる。
- ・杉本委員が言うことは、この条例で定めようとしていることとは別なことだと思う。

〔中山座長〕

- ・例えば、「常に市民の視点を持ち」などではどうか。

〔笠原委員〕

- ・条文が「市民の立場に立ち」だから既に入っている。

〔逢坂副座長〕

- ・条文は、これ以上弄らない方が良い。

〔水口委員〕

- ・これ以上踏み込むことはないと思う。これ以上踏み込むと根底が変わる。そのことを十分承知してここまで作ってきたのだから。

〔中山座長〕

- ・当然守られなければならないことだが、敢えて書くことは守られてない認識に立てるか。

〔逢坂副座長〕

- ・最高条例だから。

〔杉本委員〕

- ・最高条例だから、それぞれの責務や役割を書いているのだから。

〔中山座長〕

- ・やはり突っ込みすぎだと思う。そこまで書くのは適切ではないと思う。今ある内容で含んでいるとしていただきたい。

〔杉本委員〕

- ・水口委員が反対している理由は何か。

〔水口委員〕

- ・今までの経過からも、既にそのことは含んで書き込んできた。
- ・杉本委員が今言っていることは、あえて入れる必要はない。

〔杉本委員〕

- ・この会議ではそうかも知れないが。

〔水口委員〕

- ・それを言ったら、この条例の一つひとつが受け取る人によって違ってくる。

〔中山座長〕

- ・杉本委員は書くべきだ、その他の人は入れる必要はそれほどないとの意見が出た。
- ・市民会議の意見としては杉本委員の意見だけを書くべきではない。

〔杉本委員〕

- ・それは分かる。

〔中山座長〕

- ・今後パブリックコメントもある。その中で同じような意見が出れば、加えられる可能性もあると思う。

〔水口委員〕

- ・杉本委員が拘っているのもよく分かる。私も拘っている部分はたくさんあったが、全体の中で落としてきた。46回もやってきて、最後にそれをやると根底が変わってしまう。

〔中山座長〕

- ・委員一人ひとり、いろいろな意見はあると思う。
- ・今までの議論の中では、ほとんどの人が入れなくて良いだろうという意見であり、杉本委員の意見は採り入れないことで議論を終了したい。

〔杉本委員〕

- ・もし、答申書などにでも書けるなら書いてほしい。

〔中山座長〕

- ・それも、みんなの同意が得られた上での話である。

〔笠原委員〕

- ・今までの議論の中で、第17条、第25条、第26条、第27条で、市民の信頼を損なわないということを厳しく書いてきたので、その辺を読んでもらえば意図は読み取ってもらえると思う。
- ・だから、杉本委員が言われることが全く入っていないということではない。

〔杉本委員〕

- ・分かった。

◆答申書案の検討

〔中山座長〕

- ・それでは答申案の内容確認に入りたい。

〔杉本委員〕

- ・議会基本条例や住民投票条例の検討を議会に対し要請することは記載されているが、既存の条例には触れないということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・見直す必要があるときには当然、他の条例も見直すことになるが、市民会議の強い意思として、まだ無い条例を早期に制定してほしいということを伝えたいとのことだったので、敢えてこの2つの条例を記載している。

〔高橋委員〕

- ・基本的に、この条例に矛盾している条例は見直さなければならいのではないか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・この条例が議会を通過して制定されれば、この条例に矛盾する条例は順次改正していかなければならない。

〔合田委員〕

- ・最後の行に「要請することを求めます」とあるが、要請の意味には求めるが含まれるので、「要請します」が良いのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここは、市長が議会に対して要請することを求めているので、この表現になっている。
- ・市民会議は市長の諮問機関であることから議会に対して直接言えないので、市長が議会に要請することを求める答申となっている。

〔水口委員〕

- ・議会にはいつ提案するのか。

〔中山座長〕

- ・今後のスケジュールについて、事務局から説明してもらおう。

〔事務局～企画課長〕

- ・座長が長期不在になるということもあり、来週には正副座長からの答申を予定。
- ・その後、議会と相談しながら、所管常任委員会へ答申があったことを報告したい。
- ・その上で、市民の方から意見をいただくためのパブリックコメントを行いながら、各自治区のまちづくり協議会や住民説明会などで説明を行い、素案に対する意見集約をしていきたい。
- ・法制担当においても条例全体のチェックを行いながら、意見を反映した条例案を12月議会へ提案していきたいと考えている。

〔中山座長〕

- ・議会にかかるまでは、我々市民会議に説明責任があるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、各自治区での説明会のときには、各自治区から選出されている委員も一緒にしてもらえると心強いが、その時点では答申を受けているので、そこから先は受けた側で説明することが前提となる。

〔逢坂副座長〕

- ・オブサーバー的な役割だ。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・市民会議からの素案に対し、市民意見等をいただき、その結果として素案とは違う表現の条例案になるかも知れない。

〔逢坂副座長〕

- ・それはあるかもしれない。

〔事務局～企画課長〕

- ・今後、パブリックコメントでどんな意見が出てくるのか分からないが、構成上、言葉の変更などが出てくる可能性はあるが、市長が答申を受けたら、その趣旨は尊重して条例案としていくことになる。

〔笠原委員〕

- ・この原案については杉本委員も異論はあると思うが、逆に、これに関わってきた者としては原案に対し説明していくことがないとおかしなことになる。

- ・パブリックコメント等が出た意見等も教えてもらいたいし、議会に提案するときなども連絡をもらいたい。傍聴に行きたいと思う。
- ・この条例に対し、ひとつの責務と見守る責務が我々にはあると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・市民会議の議論経過をもって、事務局としては議会、住民説明会などで説明していく。

〔中山座長〕

- ・今後、パブリックコメントやことあるごとに事務局から連絡があると思うが、我々市民会議が話し合った内容も市民へ伝えられるように出来る限り関わっていききたい。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・46回に及ぶ非常に長い間、議論いただいたことに感謝している。改めて、お礼を申し上げる
- ・我々も市民会議の皆さんと一緒にいろいろな議論した中で意をひとつにできた。
- ・北見市の最高条例としての形が見え、今後、市職員としていろいろな取り組みができると思う。

〔中山座長〕

- ・本日で市民会議の議論は終了することとなる。
- ・委員のみなさんには、長い期間に亘りご議論をいただき、お礼を申し上げます。
- ・また反省会などで集まる機会があると思うので、正式な挨拶はそのときにしたい。
- ・本当におつかれさまでした。

～検討内容のまとめ～

「北見市まちづくり基本条例の概要」

1. まちづくり基本条例とは

⇒一部修正 2段落目の始まりを

「これまで都道府県や市町村の条例には、国における日本国憲法のような最高規範として位置付けられるものではありませんでしたが、地方分権の時代を迎え自治体の憲法といわれる・・・」に修正。

2. 条例制定の背景 ①地方分権の背景

⇒修正なし

2. 条例制定の背景 ②合併

⇒修正なし

3. 条例の特徴的な内容 ①「協働」から「共働」へ

⇒一部修正 下から5行目

「より良い地域社会を共に創り上げていくため」の「共に」を削除。

3. 条例の特徴的な内容 ②自治区の設置

⇒修正なし

3. 条例の特徴的な内容 ③子どもの権利

⇒修正なし

3. 条例の特徴的な内容 ④危機管理

⇒一部修正 2段落目

「近年は、この地域においても・・・」の「は」を取り、「近年、」に修正。

第8章 共働の推進

⇒条文及び解説文を大幅修正

- ・ 第36条第3項を削除し、それに伴って解説の「快適で利便性の・・・」から下の部分を第37条の解説へ移動。
- ・ 第37条の条文「地域自治」を削除し、「市長等は、共働によるまちづくりの根底をなす市民による自治を拡充・推進するため必要に応じて条例等を整備するなどの支援を行うものとする」に修正。
- ・ 第37条解説は、第36条解説に記載されている「快適で利便性の・・・」を第37条解説に移動。
- ・ 更に解説「それらの集積が・・・活かされます」部分を一番最後に移動。
- ・ 第36条の解説2行目「各自治区」を削除し「町内会」を加え、「個人・町内会・企業、団体などが・・・」に修正。

(修正後の第8章全文は本書28～29ページに記載)

その他の修正

第13条（議会の役割及び責務）の解説文

⇒一部修正 解説の1行目

「本条は、市民の代表である議会の・・・」の「市民の代表である」を削除し、「本条は、議会の・・・」に修正。